公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

⑴　平成30年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第２条～第２条の３、第２条の５、第３条、第４条、第７条、第11条、第19条、第22条、第28条、第29条、第110条の２、第150条、第188条の４、別表第３、別表第５、別表第６、様式第88号、様式第96号、様式第97号、様式第99号の５、様式第99号の６関係）

⑵　その他必要な改正を行いました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。